

2020 年度入試 和光大学大学院出願資格審査実施要領

学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号の規定により和光大学大学院（以下「本大学院」という。）へ出願を希望する者について、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるかどうか審査するものです。本大学院における個別の出願資格審査を受け、出願資格を認められた場合に限り出願を認めることとします。

出願資格審査は、和光大学大学院入試委員会が下記により実施し、学長が出願資格を認定します。

記

1. 出願資格審査対象者

出願資格審査の対象者は、次の (1) (2) のすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 2020 年 3 月 31 日において、22 歳に達している者
- (2) 本学の指定する書類を提出できる者

2. 出願資格審査手続等

(1) 申請に必要な書類

- ① 出願資格認定申請書（本学指定様式）様式（PDF）
- ② 出身教育施設の成績証明書
- ③ 出身教育施設の修了（又は修了見込）証明書
- ④ 出身教育施設の教育課程が明らかとなる資料（学則又はこれに代わるもの、修業年限、授業時間数、授業科目、修了に必要な単位数等が明記されたもの）
- ⑤（留学生のみ）留学生用履歴書
- ⑥ 返信用封筒（長形 3 号封筒（120mm×235mm）に申請者の宛先を明記し、郵便切手 392 円をはったもの

（注 1）他に必要に応じて証明書等の提出を求めることがあります。

（注 2）これまでに本学から出願資格があると認定された教育施設を修了した者（又は修了見込の者）については、上記「出身教育施設の教育課程が明らかとなる資料」の提出は不要です。

(2) 申請期限及び申請書類の提出先

本学の個別の出願資格審査により出願資格の認定を受けようとする者は、次の各日までに申請してください。

2019 年 5 月 31 日（金）[消印有効]

2020 年 1 月 3 日（金）[消印有効]

申請書類を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒表面に「大学院出願資格認定申請」と朱書してください。

【提出先】

〒195-8585 東京都町田市金井町 2160 和光大学入試広報室（電話 044-988-1434）

3. 出願資格審査の方法

(1) 審査方法

提出書類に基づく書類審査により行います。

(2) 審査内容

出身教育施設の教育課程が4年制大学の教育課程と同程度であるか確認し、申請者が4年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。

4. 出願資格審査の結果

出願資格審査の結果は、

2019年5月31日（金）までに申請した者については、2019年6月25日（火）までに、

2020年1月3日（金）までに申請した者については、2020年1月21日（火）までに、

それぞれ申請者宛に郵送により通知します。出願資格を認められた者については、「和光大学大学院 出願資格認定書」を同封します。

5. 和光大学大学院入学試験への出願について

「和光大学大学院 出願資格認定書」の交付を受けた者は、本学の入学試験に出願することができます。出願の際は、必ず「和光大学大学院 出願資格認定書（写）」を提出してください。

以上